委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県	
3. 市区町村名	毛呂山町	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	108-5	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.moroyama.saitama.jp/www/genre/100000000363/index.htm	

執行機関名 毛呂山町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援 給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるも の
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		毛呂山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年 毛呂山町条例第26号)別表第1の3の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援 給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるも の
		毛呂山町重度心身障害児(者)日常生活用具給付等実施要綱(平成3年毛呂山町 告示第30号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的		第1条 この要綱は、 <u>重度心身障害児(者)及び難病患者等</u> に対し、日常生活用具 (以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、日常生
⑦独自利用事務の関連	車規範	毛呂山町重度心身障害児(者)日常生活用具給付等実施要綱(平成3年毛呂山町 告示第30号)